

リスク評価（一次）評価Ⅰで用いたモニタリングデータ

令和 7 年 3 月 31 日

1 背景

「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第 3 版】¹」及び「優先評価化学物質のリスク評価手法について【改訂第 3 版】²」では、リスク評価（一次）評価Ⅱに移行する、あるいは、有害性情報の提出の求めを行う優先評価化学物質の優先順位付けを考える際は、リスクや排出量に基づく優先順位付けの指標でよりリスクが大きいと考えられる物質を優先するというに加え、入手可能な環境モニタリングデータや他法令における管理状況等も必要に応じ考慮することとしている。

資料 1 を踏まえ、リスク評価（一次）評価Ⅱに移行する物質選定の参考とするため、モニタリングデータの収集及び活用を行う。

2 収集したモニタリングデータ

リスク評価（一次）評価Ⅰに使用するモニタリングデータは、リスク評価（一次）評価Ⅰの対象物質について以下の調査結果を過去 5 年分（測定年度が 2018 年度～2022 年度）収集した。

- ・ 有害大気：有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）
- ・ 黒本調査：化学物質環境実態調査結果（環境省）
- ・ 健康項目、生活環境項目及び要監視項目：公共用水域水質測定結果（環境省）
- ・ 要調査項目：要調査項目等存在状況調査結果（環境省）

3 データの使用方法

収集したデータについて、人健康影響の観点では、モニタリング結果から摂取量を算出し有害性評価値と比較を行った。大気と水質のデータの合算は行っていない。生態影響の観点では、水質のデータと有害性評価値を比較した。

¹ <https://www.env.go.jp/content/000067662.pdf>

² <https://www.env.go.jp/content/000067664.pdf>

4 有害性評価値とモニタリング結果の比較結果

(ア) 人健康影響

人健康影響の観点でのリスク評価（一次）評価Ⅰの対象物質について得られたモニタリング調査、総地点に対する懸念地点数、ハザード比（HQ）の最大は以下のとおりである。

優先 通し 番号	優先評価化学物質	調査種類	測定 年度	懸念地点数 /地点総数	HQ の最大
8	クロロホルム	要監視項目	2018	1/1102	7.6
		有害大気	2020	1/337	1.6
			2021	1/342	1.2
26	アセトアルデヒド	有害大気	2018	28/372	3.3
			2019	14/373	3.6
			2020	13/367	3.1
			2021	10/319	2.1
			2022	6/323	1.9
34	アクリルアミド	要調査項目	2021	1/47	10

(イ) 生態影響

生態影響の観点でのリスク評価（一次）評価Ⅰの対象物質について得られたモニタリング調査、総地点に対する懸念地点数、PEC/PNECの最大は以下のとおりである。

優先 通し 番号	優先評価化学物質	調査種類	測定 年度	懸念地点数 /地点総数	PEC/PNEC の最大
8	クロロホルム	要監視項目	2018	1/1102	35
25	ホルムアルデヒド	要監視項目	2019	7/951	2.5
			2020	1/999	1.7
			2021	3/837	4.2
			2022	3/846	1.1
54	アニリン	要監視項目	2018	3/934	13
			2019	4/931	10
			2021	1/987	5.0
		黒本調査	2020	1/31	95
66	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	要監視項目	2020	1/718	1.1
			2022	1/688	1.0